

「生命科学・医学系研究に関する情報公開文書」

研究機関名：東北医科薬科大学

受付番号	2025-2-060-0000
倫理審査（初回審査）	2025年11月17日
研究課題名	残胃癌に対する低侵襲手術の治療成績と予後に関する後方視的解析
研究の対象	2020年6月1日から2025年5月31日まで当院で残胃癌に対して外科的切除を施行された症例
研究の概要 (試料・情報の利用目的及び利用方法)	<p>近年、腹腔鏡手術やロボット支援下手術の普及により、残胃癌に対しても低侵襲手術が選択される症例が増加している。しかし、残胃癌は初回手術後の高度癒着や解剖変化により技術的難易度が高く、また初発胃癌に比べ予後が不良とされている。本研究の目的は、当院における残胃癌手術症例の短期・長期成績を後方視的に解析し、低侵襲手術の有用性と予後因子を明らかにすることである。</p> <p>個人情報の保護：試料・情報は解析する前に、氏名・生年月日・住所等の特定の個人を識別できる記述を削除し代わりに研究用の番号を付け、どなたのものか分からないようにします。また、この研究で取得した患者さんの治療に関する情報は、論文等の発表から10年間は保管され、その後は患者さんを識別する情報を復元不可能な状態にして破棄されます。また、患者さんが本研究に関するデータ使用の取り止めを申出された際、申出の時点で本研究に関わる情報は復元不可能な状態で破棄（データの削除、印刷物はシュレッダー等で処理）いたします。</p>
研究期間及び 試料・情報の 利用開始予定日	2025年11月19日～2026年3月31日
調査データ該当期間	2020年6月1日～2025年5月31日
研究に用いる試料・ 情報の種類	<p>情報：患者さんの診療録から以下のデータを収集させていただきます。</p> <p>患者背景：年齢、性別、初回手術の性質（良性/悪性）、初回術式・再建法</p> <p>手術関連：アプローチ法（開腹/腹腔鏡/ロボット）、手術時間、出血量、再建法、合併切除の有無</p> <p>病理所見：pT, pN, pStage</p> <p>術後経過：Clavien-Dindo 分類、在院日数</p> <p>長期予後：全生存率（OS）、無再発生存率（RFS）</p>

お問い合わせ先	<p>本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。ご希望があれば、他の患者さんの個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。</p> <p>また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。なお、お申し出による不利益が生じることはありません。ただし、すでにこの研究の結果が論文などで公表されている場合には、提供していただいた情報や試料に基づくデータを結果から取り除くことが出来ない場合があります。なお公表される結果には、特定の個人が識別できる情報は含まれません。</p> <p>【照会先及び研究への利用を拒否する場合の連絡先】</p> <p>東北医科薬科大学病院 消化器外科 連絡先担当者：澤田 健太郎 研究責任者：澤田 健太郎 〒983-8536 仙台市宮城野区福室 1-12-1 電話番号：022-295-1221(代)</p>
----------------	--

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第21条>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

当院が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、当院の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。 診療情報に関する保有個人情報については、東北医科薬科大学病院 医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「個人情報保護方針」をご覧ください。

【東北医科薬科大学病院 個人情報、患者さんの権利】

https://www.hosp.tohoku-mpu.ac.jp/about/privacy_policy.html

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<個人情報保護法第33条>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合